

第 11 期 伊豆の国市分別収集計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 6 月

静岡県伊豆の国市

伊豆の国市分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量 の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

伊豆の国市分別収集計画

令和7年6月

1 計画策定の意義

平成27年9月、国連サミットにおいて国連サミットにて持続可能な社会の実現を目指すため、世界共通の17の目標から構成される「SDGs（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標」が採択され、目標12の「つくる責任、つかう責任」では、持続可能な生産消費形態の確保を目指すことが目標とされ、廃棄物分野における取組の推進が求められており、日本も例外ではない。

従来の我が国における大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことにより、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制すること、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再生使用等の循環的利用を推進する循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

伊豆の国市（以下、「本市」という。）の廃棄物処理については、本市と伊豆市で建設した新焼却場である、クリーンセンターいずが令和5年1月から正式に稼働しており、長年の本市の懸案事項だったごみ焼却施設の老朽化問題が解消された。しかし、最終処分場については、韮山最終処分場は令和7年6月をもって廃止となり、大仁最終処分場1箇所のみ運用となることから、最終処分場の延命化対策は、欠かすことができないものとする。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図ることを目的とする。市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル推進を基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組によるごみの排出抑制とリサイクルの推進
- ・廃棄物の適正処理の推進による地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	1,146t	1,125t	1,103t	1,082t	1,062t
製品プラスチック	192t	189t	186t	183t	181t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当っては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において、ごみ処理施設の見学会などのあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、分別収集への認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・市民参加型のイベントへの参加

市民参加型の各種イベントに参加し、ごみの排出抑制、分別について広報啓発を実施し、実行する契機とする。

・資源ごみ回収事業報奨金制度

資源ごみの再生利用の促進と循環型社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、資源ごみを回収する団体に対し報奨金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する選別施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		スチール缶 アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	とうめいびん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	青・緑色びん
		黒色びん
		その他の色びん
	リターナブルびん	一升びん・ビールびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発泡スチロールトレイ
		ペットボトル、トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		その他プラスチック 粗大ごみのうち製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み
(法第8条第2項第4号)

[t]

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	39		38		37		36		35	
主としてアルミ製の容器	36		36		35		34		34	
無色のガラス製容器	(合計) 110		(合計) 107		(合計) 104		〔合計〕 101		〔合計〕 98	
	(引取量) 110	(独自処理量) 0	(引取量) 107	(独自処理量) 0	(引取量) 104	(独自処理量) 0	(引取量) 101	(独自処理量) 0	(引取量) 98	(独自処理量) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 109		(合計) 107		(合計) 105		(合計) 103		(合計) 101	
	(引取量) 109	(独自処理量) 0	(引取量) 107	(独自処理量) 0	(引取量) 105	(独自処理量) 0	(引取量) 103	(独自処理量) 0	(引取量) 101	(独自処理量) 0
その他のガラス製容器	(合計) 82		(合計) 81		(合計) 80		(合計) 80		(合計) 79	
	(引取量) 82	(独自処理量) 0	(引取量) 81	(独自処理量) 0	(引取量) 80	(独自処理量) 0	(引取量) 80	(独自処理量) 0	(引取量) 79	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7		7		6		6		6	
主として段ボール製の容器	106		103		100		98		95	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 83		(合計) 81		(合計) 79		(合計) 77		(合計) 74	
	(引取量) 0	(独自処理量) 83	(引取量) 0	(独自処理量) 81	(引取量) 0	(独自処理量) 79	(引取量) 0	(独自処理量) 77	(引取量) 0	(独自処理量) 74
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 138		(合計) 136		(合計) 135		(合計) 134		(合計) 133	
	(引取量) 138	(独自処理量) 0	(引取量) 136	(独自処理量) 0	(引取量) 135	(独自処理量) 0	(引取量) 134	(独自処理量) 0	(引取量) 133	(独自処理量) 0

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 382		(合計) 375		(合計) 369		(合計) 362		(合計) 356	
	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)
	376	6	369	6	363	6	356	6	350	6
(うち白色トレイ)	(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 189		(合計) 187		(合計) 185		(合計) 183		(合計) 181	
	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)	(引取量)	(独自処理量)
	0	189	0	187	0	185	0	183	0	181

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック量の見込み

令和7年度の見込み量＝直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集

実績×排出の変動率×人口変動率

令和8年度の見込み＝令和7年度の見込み量×排出の変動率×人口変動率

令和12年度まで同様に計算

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
45,189人 (対前年度比) 98.7%	44,594人 (対前年度比) 98.7%	44,008人 (対前年度比) 98.7%	43,427人 (対前年度比) 98.7%	42,854人 (対前年度比) 98.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、アルミ缶、段ボール及び紙パックは、子供会や自治会等による集団回収が実施されており、報奨金を交付している。今後も継続して実施し、併せて報奨金を交付する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属 類	スチール製容器	スチール缶 アルミ缶	市（委託業者）による定期回収、 集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
び ん 類	無色のガラス製容器	とうめいびん	市（委託業者）による定期回収	市
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他の色のガラス製容器	青・緑色びん 黒色びん その他の色びん		
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市（委託業者）による定期回収、 集団回収他	市 民間業者
	段ボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	市（委託業者）による定期回収	市
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	市（委託業者）による定期回収、	市
	トレー	発泡スチロール トレー		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	製品プラスチック	その他プラスチック類	市（委託業者）による定期回収	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ガラスびん、紙パック、段ボール及びその他のプラスチック容器包装については、本市の再資源化施設で選別後、圧縮、保管しているが、飲料用紙製容器包装の圧縮、保管については、民間業者に委託する。

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶 アルミ缶	専用布製袋 プラスチック製コンテナ	4 t フックロール車 2 t パッカー車	葦山リサイクルプラザ * 選別・圧縮・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	とうめいびん	プラスチック製コンテナ	2 t 平ボデー車 2 t パッカー車	大仁リサイクルセンター * 選別・保管
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他の色のガラス製容器	青色・緑色びん			
	黒色びん			
	その他の色びん			
飲料用紙製容器	紙パック	紙紐 （十文字かけ）	2 t ホロ付車 2 t パッカー車	大仁リサイクルセンター * 選別
段ボール	ダンボール	紙紐 （十文字かけ）	2 t ホロ付車 2 t パッカー車	民間業者委託 * 保管・圧縮
その他の紙製容器包装	紙箱類			
ペットボトル	ペットボトル	専用布製コンテナ・ネット	2 t 平ボデー車	葦山リサイクルプラザ * 選別・圧縮・保管
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	2 t パッカー車	葦山リサイクルプラザ * 選別・圧縮・保管
	発泡スチロールトレイ	ビニール袋・ネット	2 t ホロ付車 2 t 平ボデー車	大仁リサイクルセンター * 選別・保管
製品プラスチック	その他プラスチック類	指定袋	2 t 平ボデー車	大仁リサイクルセンター * 選別 仮設長岡リサイクルセンター * 保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・一般廃棄物処理対策委員会を開催し、ごみの減量化、再利用の促進、容器包装廃棄物の分別収集の円滑化・効率化等について意見を求める。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。